

教育D Xの推進について

1 教育D Xについて

教育D Xは、デジタル技術や教育データを活用することで、児童・生徒の学習や教職員の業務を改善し、最終的には教育の在り方そのものを変革して新たな価値を生み出す取組となります。

文部科学省は、教育におけるデジタル化のプロセスを三つの段階に整理しています

第1段階	デジタイゼーション (Digitization)	アナログや紙で行っていたものをデジタル化し、学習や業務を効率的・効果的に行う段階
第2段階	デジタライゼーション (Digitalization)	デジタル技術やデータの活用によって、学習指導や教育行政の改善・最適化を図る段階
第3段階	デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation)	学習モデルの構造等が質的に変革し、新たな価値が創出される段階

教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

第1段階

デジタイゼーション
Digitization (“ICT化”)



アナログ・紙をデジタル化することで
学習や業務を効率的・効果的に

第2段階

デジタライゼーション
Digitalization



デジタル技術・データ活用による
学習指導・教育行政の改善・最適化

第3段階

デジタルトランスフォーメーション
Digital Transformation (DX)



学習モデルの構造等が質的に変革し、
新たな価値を創出

✓ 今後は、全ての学校において第1段階を着実に実行しつつ、当面、第3段階を見据えながら、全国全ての学校で、第1段階から第2段階への移行を着実に進めることが求められる。

✓ DXの推進に当たっては、デジタル機器・教材の活用はあくまで手段であることに留意することが必要。
(教育振興基本計画(R5.6閣議決定)より)

出典：文部科学省「教育D X・教育データ利活用の現状と展望」

2 本市における教育D Xの取組について

(1) 現状の取組

本市では市学校教育情報化推進計画（令和6年度～8年度）（[参考資料1-1](#)参照）に基づき、主に第1段階のデジタル化の着実な実施と、第2段階である蓄積された教育データを学習指導や生活指導へ有効活用するための取組を進めています。

【第1段階（デジタイゼーション）の具体的な取組事例】

①学習ツールのデジタル化

授業や家庭学習における児童・生徒1人1台端末（GIGAスクール端末）の利用を前提とし、授業支援ソフト、AI型デジタルドリル教材、デジタル教科書等を整備し、全校で活用の促進を図り、端末利用が日常的な学習ツールであることを定着化

②校務・連絡のデジタル化

教職員の定型業務負担の軽減や保護者との連絡効率化のため、欠席連絡のデジタル化や保護者連絡ツールの導入を実施。

③基盤環境の刷新

クラウドサービスの利用を前提とした教職員校務用端末の更改、校務支援システムの更改を進め、利便性とセキュリティを両立した環境へ移行

【第2段階（デジタライゼーション）を見据えた具体的な取組事例】

①生活指導へのデータ活用

全小・中学校で1人1台端末を活用した「こころの健康観察」により、児童・生徒の日々の心の状態を把握し、いじめや不登校の早期発見・対応等に活用

②学習指導の最適化

デジタルドリル教材を活用し、児童・生徒一人一人の学習状況や進捗を把握・分析した上で、教員が学級全体の理解度に応じた授業改善や一人一人の理解度に応じた補充的・発展的な個別指導を行うことができる指導体制の確立

(2) 今後の取組

現在策定を進めている新たな市学校教育情報化推進計画（令和9年度～17年度）（[参考資料1-2](#)参照）では、これまでの基盤整備の上に立ち、第2段階（デジタライゼーション）の着実な実施と第3段階（デジタルトランスフォーメーション）に向けた先進的な取組を進めるべく、計画の内容を検討していきます。

策定方針では、これまでの「ICT環境の整備」の段階から本格的な「活用の推進」への転換を検討すべき項目として掲げています。

具体的には、これまでの端末利用が「調べ学習等の検索用途」にとどまりがちであった現状から一歩踏み込み、「思考・判断・表現や協働的な学びへの活用の深化」を目指します。

また、生成A I等の新技術について、その特性を理解し安全かつ効果的な活用を進めるとともに、デジタルかアナログかの二項対立ではなく、状況に応じたハイブリッドな学習・業務環境を構築していきます。

令和元年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号）が公布・施行され、各自治体において学校教育の情報化を総合的かつ計画的に推進することが努力義務とされました。「厚木市学校教育情報化推進計画」は、国の関係法令や本市の関係計画等を踏まえ、ＩＣＴを活用し、児童・生徒一人一人の資質・能力を最大限に引き出すことができるよう、本市の学校教育情報化の推進方針と具体的な取組を示すものになります。

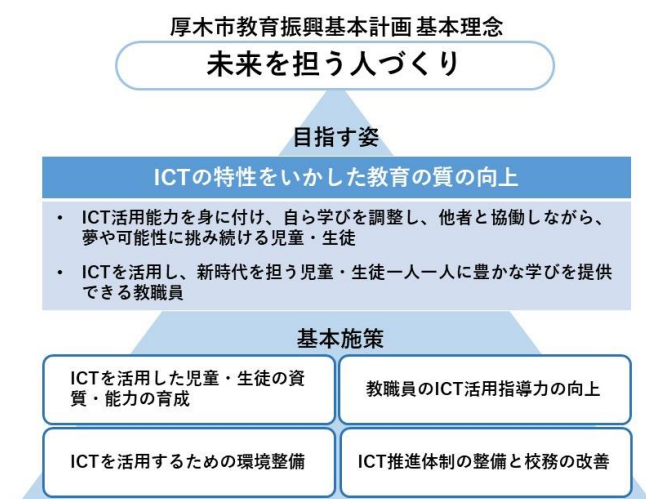
1 計画について

- （１）計画の位置付け
第10次厚木市総合計画の個別計画である厚木市情報化推進計画及び厚木市教育振興基本計画の実施計画として位置付けます。
- （２）計画期間
令和6年度から令和8年度までの3年間を計画の対象期間とします。

2 基本的な考え方

- （１）厚木市教育振興基本計画の基本理念「未来を担う人づくり」につながるよう、学校教育情報化を推進します。
- （２）Society5.0時代の到来を見据え、本計画の目標を「ＩＣＴの特性をいかした教育の質の向上」とします。また、目標の実現に向け、「ＩＣＴ活用能力を身に付け、自ら学びを調整し、他者と協働しながら、夢や可能性に挑み続ける児童・生徒」、「ＩＣＴを活用し、新時代を担う児童・生徒一人一人に豊かな学びを提供できる教職員」を目指します。
- （３）計画達成のため4つの基本施策を実施します。

- 基本施策①
ＩＣＴを活用した児童・生徒の資質・能力の育成
- 基本施策②
教職員のＩＣＴ活用指導力の向上
- 基本施策③
ＩＣＴを活用するための環境の整備
- 基本施策④
ＩＣＴ推進体制の整備と校務の改善
- その他
学校の建て替えに伴うＩＣＴ環境整備



3 現状と課題

- （１）ＩＣＴ機器の整備
本市では、従前から教職員用パソコンや児童・生徒用タブレットの整備など、学校教育情報化の推進を図っています。新型コロナウイルス感染症拡大時におけるGIGAスクール構想にも着実に対応し、令和3年度から児童・生徒1人1台端末の運用を開始するなど、令和4年度の国の学校教育情報化に関する実態調査では、主な整備指標を概ね達成しているところです。一方で、平成30年度に導入した教職員用の各種システムは耐用年数の経過や保守期限の到来を控えており、計画的にシステム等の更改を実施していく必要があります。

- （２）ＩＣＴ機器の利用実態
GIGAスクール端末の運用開始以降、児童・生徒及び教職員を対象としたアンケートを実施し、ＩＣＴ機器利用の効果や課題の把握に努めています。端末利用のモチベーションやスキルは増加傾向であり、ＩＣＴを効果的に活用する意識が定着しつつあります。一方で、個人のＩＣＴ活用スキルの差が大きい等の課題が顕在化してきています。個人の意識やスキルの差が教育活動の差とならないよう、継続的に研修や事例紹介を実施し、フォローを行っていく必要があります。

4 施策の方向性

（１）基本施策1：ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成

- 基本的な考え方
小・中学校の9年間継続した学びと、これからの社会を生きていくために必要な情報活用能力を育成します。発達段階に応じて機器の操作方法を習得しつつ、ＩＣＴ機器の特性をいかした主体的・対話的で深い学びにより、思考力・判断力・表現力等を身に付けます。
- 取組内容
利用者アンケート実施、操作方法指導、プログラミング教育、ＩＣＴ活用能力チェック表、遠隔授業、学びの蓄積、情報モラル教育、不登校等支援、他

（２）基本施策2：教職員のＩＣＴ活用指導力の向上

- 基本的な考え方
ＩＣＴを活用した効果的な学習を進めるためには教職員一人一人の活用スキルと指導力の向上が不可欠です。教職員間のＩＣＴ活用スキルに差が生じないように、継続的に基礎研修を実施します。また、「児童・生徒が主体的にＩＣＴ機器を選択し学習できるよう指導する力」を教職員が持てるよう事例共有や協働体制の推進を図ります。
- 取組内容
端末利活用研修、モデル授業、ＩＣＴ活用能力チェック表、実践事例とアーカイブ、情報セキュリティ研修、GIGAステップアップ支援員派遣、他

（３）基本施策3：ＩＣＴを活用するための環境の整備

- 基本的な考え方
学校教育情報化の基盤となるＩＣＴ機器・ネットワーク環境の整備を行うものとし、日常的に効果的かつ安全にＩＣＴ機器を利用できるよう整備を進めます。
- 取組内容
端末維持管理、教育情報ネットワーク再構築、授業目的公衆送信保証金制度、大型提示装置導入、教育ＤＸ推進、デジタル教材整備、電子図書利活用、著作権指導、生成ＡＩの調査研究、他

（４）基本施策4：ＩＣＴ推進体制の整備と校務の改善

- 基本的な考え方
ＩＣＴ利活用による校務の負担軽減を図ります。教職員の長時間労働を削減することで、児童・生徒と直接関わる時間を確保する等学校全体の指導力向上につなげます。
- 取組内容
連絡・検討体制の整備、校務支援システム更改、保護者連絡ツール導入

（５）その他：学校の建て替えに伴うＩＣＴ環境整備

- 市立小・中学校施設整備指針に基づき令和7年度以降に順次予定されている各校校舎の建て替えに当たり、仮設校舎利用期間においても従来どおりＩＣＴ環境を利用できるようネットワーク環境の移設を行います。

5 計画の進行管理と評価

本計画の推進の成果を測るため、評価指標を設定し、教育委員会関係各課等業務主管課が評価を行います。

■ 主な評価指標

- ・ GIGAスクール端末を週3回以上利用する割合
- ・ ＩＣＴを活用した指導力があると感じる割合
- ・ 教育情報ネットワークの再構築（業務進捗率）
- ・ ＩＣＴ利活用の取組や課題が共有されていると思う割合

厚木市学校教育情報化推進計画（令和 9 年度～令和 17 年度） 策定方針

1 策定の趣旨

国は、「学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第 47 号）」に基づき、学校教育の情報化の推進に関する施策の基本的な方向性を示す「学校教育情報化推進計画」を策定しています。また、同法律は、都道府県及び市町村が、国の計画を基本とし、地域の実情に応じた計画を策定することを努力義務としています。

本市ではこれまで、「厚木市情報化推進計画（2021～2026）」の実施計画として「学校教育情報化推進計画（令和 6 年度～令和 8 年度）」を策定し、学校教育における ICT 環境の整備及び利活用の推進に取り組んできました。

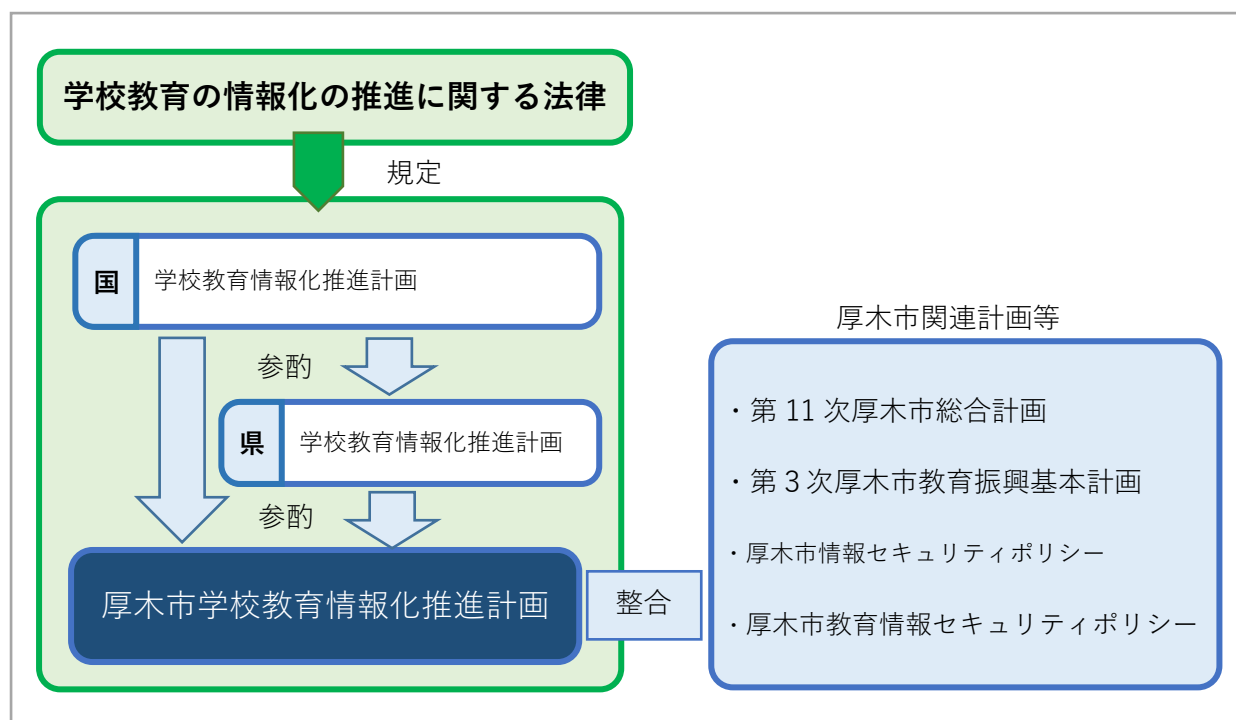
この度、GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末整備後の新たな課題や生成 AI を始めとするデジタル技術の急速な進展に対応するため、国の「学校教育情報化推進計画」が令和 8 年 3 月に改訂されました。

このことを踏まえ、本市においても、学校教育の情報化を計画的かつ総合的に推進するとともに、教育 DX の視点に立った取組の方向性をより明確に示す必要があると判断し、市の計画の実施計画である従来の位置付けを見直し、新たに独立した計画として「厚木市学校教育情報化推進計画（令和 9 年度～令和 17 年度）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

なお、本計画は、第 3 次厚木市教育振興基本計画の基本理念である「未来を創る人づくり」の実現に向け、「学びの質の向上」と「教職員の働き方改革」を一体的に推進するための中長期的な指針として策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「学校教育の情報化の推進に関する法律」の規定に基づき、国や県の学校教育情報化推進計画を参酌するとともに、市の総合計画、教育振興基本計画等との整合を図り策定します。

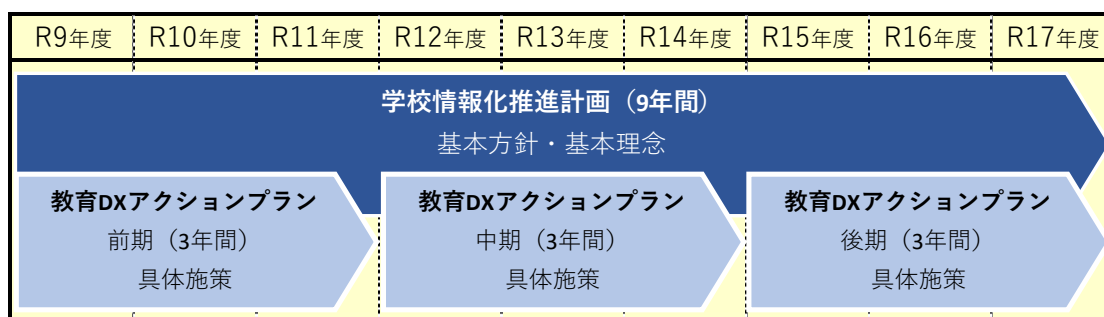


3 計画期間及び計画体系

本計画は、厚木市総合計画及び厚木市教育振興基本計画の計画期間との整合性を図り、中・長期的視点に立った学校教育の I C T施策のビジョンを示すものとし、計画期間は令和 9 年度から令和 17 年度までの 9 年間とします。

また、国の計画の改訂や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて中間見直しを実施します。

なお、本計画のビジョンを実現するための具体的な施策を示すため、3 年ごとに更新する「教育 D X アクションプラン」を策定します。



4 現状と課題

(1) 児童・生徒の資質能力について

ア 学びの質の向上

令和3年度の児童・生徒一人一台端末（GIGAスクール端末）の導入から5年が経過し、端末の利用は定着してきている一方で、その利用方法が「調べ学習等」の検索用途であることが多く、今後は、思考・判断・表現や協働的な学びへ活用を深化させていく必要があります。

イ 情報モラル教育及びメディアリテラシー教育の充実

デジタル技術の進展・普及に伴い、児童・生徒がインターネットに接する機会が増加する中、SNSにおける誹謗中傷や個人情報の漏えい、誤情報の拡散などのリスクも高まっていることから、児童・生徒一人一人が情報を適切に判断し、安全かつ責任ある行動ができる力を育むため、情報モラル教育及びメディアリテラシー教育を充実させる必要があります。

ウ 困難を抱える児童・生徒への活用促進

不登校や特別な支援を必要とする児童・生徒の端末活用について、オンライン授業の実施や音声読み上げ機能等を用いた支援を実施していますが、これらを一部の取組にとどめず、全市的な支援モデルを整理し、普及していく必要があります。

エ 生成AIの利用

児童・生徒が、生成AIの特性（利便性・限界・リスク）を理解した上で、思考・判断・表現を深める学習に活用できるよう、発達段階に応じた指導内容と活用場面を整理していく必要があります。

(2) 教職員の指導力について

ア 授業改善につながるICT活用指導力の向上

全体的に教職員のICT活用の意欲は高い一方で、ICTを用いた指導力の差が見受けられます。個人のスキルに左右されず学校全体として活用が進むよう、校内の推進体制を構築することや学校毎の実情に応じた適切な支援を行っていくことが必要です。

イ 授業における生成AIの適正利用に向けた指導体制整備

生成AIを用いた指導について、教育的効果とリスクの両面を踏まえ、適切に利用できるようルールづくりや研修を実施していく必要があります。

(3) ICTの環境整備について

ア 整備から活用への転換

本市において、ICT基盤整備はおおむね完了しています。今後は、整備した環境を安定的・継続的に利用するための運用体制や、活用を推進していくための支援体制の充実が求められます。

イ 通信環境の安定性確保

今後、デジタル教科書やC B T¹の運用が開始されると、校内のデータ通信量が飛躍的に増加することが予想されます。通信遅延等が発生しないよう校内の通信環境について継続的な検証や増速対応が求められます。

(4) 学校における働き方改革と組織・体制について

ア 校務D Xの定着

文部科学省は、学校現場の業務削減と効率化を目指す「12 のやめることリスト」を掲げ、「電話による欠席連絡」、「学校からのお便りの紙配布」等をデジタル化することを推奨しています。本市においては、これらの業務をデジタル化するための環境整備はおおむね完了していますが、一方で、学校現場における利活用の頻度（活用の実感）には差が生じています。

整備した環境を確実に利用するため、運用の標準化や運用支援を実施していくことが求められます。

イ 校務D Xを全校標準とする推進体制の構築

校務D Xが、端末利用を得意とする教職員や一部の担当者へのみの活用にならないよう、校内の役割分担や推進体制を明確化し、学校全体でデジタル活用を標準化するための体制づくりが必要となります。

5 計画の構成

本計画は、国の計画の構成に準じ、次の4項目を課題や施策の柱として整理します。

- (1) 児童・生徒の資質・能力
- (2) 教職員の指導力
- (3) I C Tの環境整備
- (4) 学校における働き方改革と組織・体制

6 策定に当たって考慮すべき視点

- (1) 学校現場の実態（活用状況、課題、ニーズ）を踏まえた実効性ある内容とすること
- (2) 教職員と児童・生徒の双方が、生成A Iの特性を正しく理解し、安全かつ効果的な活用を進められる内容とすること
- (3) デジタルかアナログかの二項対立ではなく、状況に応じてハイブリッド

¹ Computer Based Testing の略。端末を用いてデジタルで実施する試験方式。令和9年度から全国学力・学習状況調査のC B T全面移行が予定されている。

- に活用可能となる業務環境・学習環境を検討すること
- (4) 情報セキュリティ及び個人情報保護の確保を前提とすること
- (5) 財政負担を考慮した持続可能な整備・運用方針とすること
- (6) 事業評価が可能となる成果指標（K P I）を設定すること

7 策定体制等

(1) 庁内検討組織

厚木市学校教育情報化推進計画策定委員会

教育委員会の各部長及び関係各課等長から構成する委員会を組織し、計画の策定に関する事項に関する検討及び協議を行います。

(2) あつぎ未来共創フェロー

高い専門性や豊富な経験を持っている、あつぎ未来共創フェローの参画により、実践的で質の高い計画策定が可能となると考えます。特に実施計画である「教育D Xアクションプラン」の策定に当たっては、専門的知見に基づく助言を得ながら、実効性の高い計画となるよう取り組んでいきます。

(3) 市民参加手続

次の市民参加手続を実施することにより、市民の皆さまの意見を取り入れながら、計画を策定します。

ア アンケート（主対象：保護者及び教職員）

イ 意見交換会

ウ パブリックコメント

8 計画策定スケジュール

本計画の策定スケジュールは、おおむね次のとおりです。

	令和8年度											
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
計画状況		●策定方針 ●計画案骨子					●計画案				計画策定 ●	
アンケート		●	→									
庁内検討委員会	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
市民参加手続					●意見交換会			●	→	パブコメ		